



平成30年3月15日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 重田 衛

(コード番号 5103 東証第二部)

問合せ先 取締役財務総務担当 庄司 友彦

(TEL. 04-7131-0181)

(経過報告) 当社子会社に対する
暫定的資産凍結命令の取り消しに関するお知らせ
(Jトラストの申し立てが再度棄却されました)

当社は、平成30年2月23日付「(経過報告) 当社子会社に対する暫定的資産凍結命令の取り消しに関するお知らせ」において、当社の子会社であるGroup Lease Holding PTE. LTD. (以下、GLH) に対し提起されていた暫定的資産凍結命令申立訴訟について、GLHがシンガポール共和国高等裁判所から、当該暫定的資産凍結命令を取り消し一切の効力を消失させたことをご報告しております。

当件に関する経過報告として、当社タイにおける連結子会社Group Lease PCL (以下、GL) が3月15日付で公表いたしましたので、お知らせいたします。

(以下、GLが公表した内容の翻訳です。)

経過報告：J Trust Asia Pte. Ltd.がGroup Lease Holdings Pte. Ltd.に提起した訴訟について

Group Lease Public Company Limited (以下、当社) は、J Trust Asia Pte. Ltd. (以下、JTA) がGroup Lease Holdings Pte. Ltd. (以下、GLH) に対し提起した法的手続きの現状について、最新情報を以下の通りご報告いたします。

2018年2月26日、当社は開示GL 12/2018において、シンガポール共和国高等裁判所が資産凍結命令を停止し、解除する決定を下したとご報告いたしました。

JTAはこの決定に対し控訴する権利を有しません。そのため、JTAはこの決定に対し控訴する権利を求め、同時に資産凍結命令についても審判保留のままに留め置くよう求めました。2018年3月5日、シンガポール共和国高等裁判所は、JTAの控訴する権利は認めたものの、資産凍結命令に関する審判の保留は認めないという決定を下しました。

さらにJTAはシンガポール控訴裁判所に提訴し、早期判決手続を求めると同時に、再度資産

凍結命令に関する審判の保留を申し立てました。

JTA の早期判決についての申立は、2018 年 3 月 12 日に認められました。しかしながら、控訴尋問の日程はまだ決定していません。

JTA の 2 回目の資産凍結命令に関する審判保留の申立は、2018 年 3 月 14 日に棄却されました。加えてシンガポール控訴裁判所は、GLH に対し 2,500 シンガポールドル（約 21 万円）の賠償金を認めました。

最後に、裁判所は JTA の再度再々度の申し立てにもかかわらず、当方の主張を受け入れて資産凍結命令を行わなかったことは、JTA の主張が根拠の薄いものであったと考えたものと考えられ、今後 GL グループと JT グループ間の訴訟にも影響があると考えております

以 上